

## <内6> 役員在任年齢規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全国旅行業協会（以下「本会」という。）の役員の内在任年齢について定めることとする。

(在任年齢)

第 2 条 役員の内在任年齢は、原則として満65才（非常勤役員は満75才）までとする。

(特例措置)

第 3 条 前条にかかわらず、役員のうち定款第 2 6 条第 1 項に定める正会員以外の観光事業に関する学識経験者として推せんされた役員については、常任理事会の承認を得て在任年齢を延長することができる。

### 附 則

1. この規程の改廃は、常務理事会の決議を得て会長が決定する。
2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。（第170回常務理事会承認）
3. 平成18年9月29日改正・施行（第186回常務理事会承認）
4. この規程の改正時点で、定める在任年齢を超える役員が存在する場合は、当該任期中は本規程の適用を除外する。
5. 平成25年3月5日改正・平成25年4月1日施行（第229回常務理事会承認）
6. 平成27年11月23日改正・施行（第169回理事会承認）
7. 平成28年11月16日一部改正・施行（第173回理事会承認）

ただし、この規程の改正時点で、定める在任年齢を超える役員が存在する場合は、当該任期中は本規程の適用を除外する。